

議会基本条例第11条 正副座長案 新旧対照表

正副座長案	素案たたき台	備考
<p>(全員協議会)</p> <p>第11条 全員協議会は、市長が都市計画及び重要政策等に関して議会の意見を聞く場合に、議長が招集し、開催するものとする。</p> <p><u>2</u> <u>議長は、議員が全員協議会の開催を請求した場合は、速やかに対応するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 全員協議会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p>(全員協議会)</p> <p>第11条 全員協議会は、市長が都市計画及び重要政策等に関して議会の意見を聞く場合に、議長が招集し、開催するものとする。</p> <p><u>2</u> <u>市長から全員協議会の開催を求められた場合は、議長は速やかに対応するものとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>議員が全員協議会の開催を請求した場合は、議長は速やかに対応するものとする。</u></p> <p><u>4</u> <u>全員協議会は、原則公開するものとし、記録をとるものとする。</u></p> <p><u>5</u> 全員協議会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。</p>	<p></p> <p>規定の削除</p> <p>項の繰上げ</p> <p>規定の削除</p> <p>項の繰上げ</p>